

令和7年度 公共交通運営事業

御前崎市A I オンデマンド交通実証運行システム導入業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度 公共交通運営事業

御前崎市A I オンデマンド交通実証運行システム導入業務委託

2 当市の現状・課題

別紙「御前崎市の公共交通の現状・課題」参照

※その他の参考資料として、「御前崎市地域公共交通計画」等も参照すること。

3 期間

(1) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月16日まで

(2) 初期構築期間（予定）

契約締結の日から令和7年9月30日まで

(3) 実証運行期間（予定）

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

※履行期間満了後は、別途契約を締結する。

4 履行場所

御前崎市役所等

5 業務内容

(1) システムの設計・構築

- ・システムの概要を示すこと。
- ・「6 システム要件」及び「7 運行概要」に対応したシステムを構築すること。
- ・令和7年10月1日から、実証運行が開始できる業務工程表を提出すること。
- ・環境構築にあたり、運用テストを実施すること。
- ・本市担当者との綿密な打合せ・協議のもと、御前崎市A I オンデマンド交通に係るシステムの設計及び構築を行うこと。また受注者は、打ち合わせの議事録を作成すること。

(2) システム保守・運用業務

- ・保守、運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、本市担当者及び運行事業者からの問い合わせに対する一元的な担当窓口を設けること。
- ・緊急時の対応のため、緊急連絡先を指定し、常に連絡が取れる体制を確保すること。
- ・システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じること。

- ・システムにおけるブラウザソフト等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合、システムの正常稼働を保証するとともに、必要な対応を行うこと。
- ・システム操作履歴等の各種ログを記録し、本市担当者に定期的に報告すること。
- ・システムへの不正アクセスやウイルス感染の監視を行うこと。
- ・運行計画や乗降場所の追加、削除などの各種設定が柔軟に変更でき、即時反映されること。

(3) システム操作に関する研修の実施及び支援体制の構築

- ・本システムが円滑に運用されるように、実証運行の開始前に、本市担当者及び運行事業者に対し、システム操作に関する説明及び指導を行うこと。
- ・利用者が本システムを円滑に利用することができるよう、実証運行の開始前に、住民説明会を開催し、利用者へシステム操作に関する説明・指導を実施すること。住民説明会は、各地区（計8箇所）で1回以上開催することとする。なお、説明会用の資料なども適宜作成すること。
- ・システム操作等に係る問い合わせに対応できる支援体制を確立すること。
- ・システム管理者や施設管理者向けの操作マニュアルを提供すること。
- ・市との協議の上、操作マニュアルを作成すること。

(4) コールセンター（オペレーターも含む）の設置

次のような利用者からの予約・問い合わせに電話受付できる体制の構築及び運営を行うこと。

- ・本システムの利用登録、予約受付に関すること。
- ・その他のAIオンデマンドバスに関すること。

※受付は原則、運行日の午前8時から午後5時まで対応すること。

(5) その他の支援（プロジェクトマネジメント）

ア 運行事業者による運用体制構築に向けた支援

- ・運行事業者の業務の準備等における相談・支援を行うこと。

イ 利用者の利用促進に向けた支援

- ・本市が、利用促進に向けたチラシのデータ作成やプレスリリース、住民説明会等を実施するにあたり、本業務の範囲に係る企画の立案や資料の準備、説明事項の整理等を行うこと。

ウ 実証運行の結果報告、評価検証及び改善に対する支援

- ・実証運行の期間中及び終了後に、本システムの運用結果（利用実績集計データや分析結果等）を整理した中間報告（毎月）及び最終報告を実施すること。
- ・実証運行期間中における本システムの運用結果に対して評価検証資料を作成すること。また、システムの改善が必要な場合は、改善の提案を行うこと。

エ その他の提案

- ・本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受注者は、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に提案を行うことを期待する。

6 システム要件

- ・システムに求める要件は、別添「機能要件確認表」を参照して、適合状況を回答すること。
- ・プログラミング等の専門知識を必要とせず、利用者及び運行事業者、管理者が操作できること。

7 運行概要

運行概要は、次のとおりとする。ただし、概要は公募開始時点での予定であり、今後変更となる可能性がある。そのため、変更時の対応は本市と協議の上、決定すること。

運行エリア	御前崎市内5地区（池新田、佐倉、比木、御前崎、白羽）38.7km ²
実証運行期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日（金）まで ※本契約の履行期間満了後は、別途契約を締結する。
運行日	毎日
運行時間	平日：午前6時～午後8時 土日祝（12月29日～1月3日も含む）：午前9時から午後5時
運行事業者	本市が指定する運行事業者（市内タクシー事業者を想定）
車両	タクシー（運転手を含み、5人乗り）3台（朝のみ1台増便の可能性あり） ※なお、実証実験の結果を踏まえた運行車両の変更及び増加にも柔軟に対応できるようにしておく。
運賃	1乗車あたり500円（御前崎市地域公共交通運賃設定協議会で決定する） その他の割引制度あり（高齢者・障がい者・学生など）
定期券・回数券	システム上でデジタルクーポン・定期券・回数券などの発行・運用
支払方法	・現金 ・クレジットカード決済等のキャッシュレス決済サービス
予約方法	・スマートフォンから予約 ・コールセンターに電話をかけて予約
乗降場所	乗降場所数：最大400地点程度を想定 【例】公共施設、病院、商業施設など

8 次期システム移行に係る要件

将来的に再構築や次期システムへ移行する場合、システムからのデータ抜き出し作業は、この業務委託の範囲に含めること。またデータの抜き出しの形式は、CSV、XML等、標準的な形式で抜き出すこと。

9 成果物

本業務における想定される成果物を以下に示す。この内容に準じた納品物について、令和8年2月16日までに簡易製本されたドキュメント1部及びCD-ROM（正・副 各1枚に格納）を納品すること。

- ・プロジェクト計画書 ※本資料は、契約締結後、作業着手までに当市に提出
- ・AIオンデマンド交通システム（サービス説明書・利用規約等を含む） 一式
- ・機能要件一覧
- ・システム設定書
- ・保守・運用体制図
- ・ユーザーアプリマニュアル
- ・ドライバーアプリマニュアル
- ・管理者アプリマニュアル
- ・実証運行実施報告書（運用結果、評価検証結果、改善内容の提案を含む）
- ・打合せ議事録

10 特記事項

（1）契約条件

本契約の履行に当たっては、御前崎市個人情報の保護に関する法律施行条例及び、御前崎市セキュリティポリシーを遵守すること。

（2）機密保持

受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び御前崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に従い、個人情報を適切に取り扱うものとし、本調達の遂行上知り得た守秘すべき事項についてはサービス利用期間後も第三者へ漏らしてはならない。

また、発注者が提出した資料やデータ等については、万全の管理を行うとともに本調達以外の目的で使用してはならない。

（3）再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託予定先の会社概要、再委託の業務内容及び業務管理体制等を記載した書面を本市に提出し、承認を得ること。

（3）その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市との協議により定めるものとする。